

随意契約理由

令和5年(2023年)4月1日

契約担当課名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
発注担当課名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
契約名称	保健事業に従事する医師の派遣等に関する契約
契約内容	豊中市が実施する保健事業に従事する医師の派遣等
契約締結日 及び契約期間	令和5年4月1日 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	一般社団法人 豊中市医師会 (豊中市上野坂2丁目6番1号)
契約金額	保健事業の業務の種別により、謝礼金等として受託者(実施者)に支払う
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 当該保健事業は、医師としての専門知識、経験に基づき実施される専門性が高い医事行為であり、出務の調整等事業を効率的に実施するため、豊中市内の医師の職能集団である(一社)豊中市医師会に委託するもの。